

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年(2023年)2月13日付け令400第696号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、2023年2月7日付で、実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「【〇〇課】・令和〇年〇月〇日朝方において、〇〇課職員が請求者の留守中に自宅に来られた事件についてである。「県庁〇〇課のものです。」と怖い声で、当日付の【〇〇】に係る公文書2枚を玄関ポストに投げ入れたと私が帰宅後にすぐに伝えてくれました。〇〇課が保存している出張命令・復命書（総務事務システム及び公用車使用に係る記録簿含む）及び課内で検討・協議・報告書の全て。（前日において、所属長である〇〇所長及び〇〇次長には、訴訟代理人である〇〇弁護士を通じるのが常識であり〇〇課も当然に認識していると返答した。しかし、その後において両名とも全く返答なしであった。）」の開示請求を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、上記1の開示請求対象の文書のうち、「令和〇年〇月〇日に〇〇課職員が請求者の自宅に来たことについて、〇〇課で保存している課内の検討・協議・報告書の全て」については、請求のあった内容の個人情報が存在しないことを理由に、令和5年2月13日付けで、個人情報開示請求の却下を決定し、その旨を審査請求人に通知するとともに、同じく上記1の開示請求対象の文書のうち、「令和〇年〇月〇日に〇〇課職員が請求者の自宅に来たことについて、〇〇課で保存している出張命令・復命書（総務事務システム及び公用車使用に係る記録簿含む）の全て」（以下「本件対象公文書」という。）について、同日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2023年2月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例第16条第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハまでに掲げる情報を除くと規定されている。

2 本件処分の妥当性について

審査会が、インカメラ審理により本件対象公文書の非開示とした箇所を見分したところ、○年○月○日に実施機関の職員が審査請求人の自宅を訪問した際に運転業務に従事した職員の「自宅の住所」及び「職務の等級及び号給」の情報が記載されていることを確認した。これらの情報は、条例第16条第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、かつ同号イからハまでに掲げる情報のいずれにも該当しないことから非開示が妥当である。

また、○年○月○日に実施機関の職員が審査請求人の自宅を訪問したことに関し、運転業務に従事した職員以外の職員に係る出張命令や復命に係る文書が不存在であることについては、一般職の職員等の旅費に関する条例第4条第4項第2号の定めにより、口頭で出張命令及び復命を行っているため、不備ではないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　５年　５月１１日	実施機関から諮問を受けた。
令和　６年　７月２９日	事案の審議を行った。
令和　６年　９月１７日	事案の審議を行った。
令和　７年　１月２４日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年1月24日現在)